

●香川県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	事業所の名称及び所在地	開設者の名称及び 主たる事務所の所在地
令和2年1月1日	訪問看護みのり 坂出市谷町2丁目2番48号	医療法人 然 坂出市駒止町2丁目4番39号
令和2年7月1日	綾川町指定訪問看護ステーション 綾歌郡綾川町陶1720番地1	綾川町 綾歌郡綾川町滝宮299番地